

令和4年(ネ)第1893号 各損害賠償等、同反訴請求控訴事件

控訴人兼被控訴人(一審原告) 部落解放同盟外 234名

控訴人兼被控訴人(一審原告) 示現舎合同会社外 2名

意見陳述要旨

令和5年1月25日

東京高等裁判所第16民事部二係御中

控訴人兼被控訴人(一審被告)	示現舎合同会社
上記代表者代表社員	宮部 龍彦
控訴人兼被控訴人(一審被告)	宮部 龍彦
控訴人兼被控訴人(一審被告)	三品 純

双方の主張は書面として提出されており、口頭弁論は公開と言いながら傍聴できる人数が限られており、撮影も録音もできないような法定で、わざわざ意見陳述する必要性は乏しく、しかも前回の口頭弁論では原告側に予定された時間を超えて延々と喋らせるという不公平な扱いをされたため、被告側が意見陳述することは不本意なことですが、前の裁判官が決めたことなので陳述します。

特に裁判官の交代があったため、この裁判の経過を改めて説明します。

2015年末、私は社会事業大学図書館で、全国部落調査を発見し、2016年初頭にその内容をインターネットで公開しました。そして、書籍版も発売することを予告しました。

それに対して、原告組坂繁之らが出版禁止の仮処分を申し立て、2016年3月28日付で横浜地裁から仮処分決定が出されました。それに続いて、私は間接強制や不動産や自動車の差し押さえも受けている状態です。

本件訴訟の原告は部落解放同盟という全国的組織をバックに 234 名、それに対し被告側は実質的に 2 名。しかも被告側の対応は本人訴訟です。提訴から 7 年目を迎え、その間に 4 回も裁判官が変わっています。はっきり言えば極めて異常な裁判です。

全国部落調査のインターネットでの公開は、誰でも自由に編集できる Wiki というサイトを使ったので、何者かが部落解放同盟関係人物の氏名住所等の一覧を書き込みました。そのことも合わせて出版禁止や損害賠償の請求をされています。しかし、双方の一番の関心事は全国部落調査のことでしょう

全国部落調査は 1935 年に政府の外郭団体である中央融和事業協会が融和事業実施のために作成した、当時の部落一覧です。本書は戦後の部落解放運動や同和対策事業の基礎資料の 1 つとなり、いわゆる部落地名総鑑のもとにもなったことが推定されます。間違いなく後の日本の政治に大きな影響を与えており、部落問題や同和事業の全容を解明する手がかりとなるもので、学術的な価値が高いことは疑いありません。

2016 年と言えば、自民党がいわゆる部落差別解消推進法の制定に動いていた時期で、そのような時期にこれを公開したことは、おそらくいろいろな人のメンツを潰したことが想像できます。部落問題は日本のタブーと見られており、部落差別があるんだという前提のもと、情報や議論を解放同盟関係者等の一部の人々が独占している現実があります。しかし全国部落調査をもとに実際に部落を見れば、差別があるようにはとても見えない部落が多数あるし、一方で同和行政の失敗も見ることができます。何より、人々が自由に議論するための知識のベースとなります。そのため、政治的な理由で、何としてでも全国部落調査を出版禁止にしようという考えがあつて、出版禁止等の命令が出されたものと認識しています。

しかし、それは法律論としては無理筋であるどころか、完全に超法規的なものです。

憲法 21 条で出版の自由と検閲の禁止が定められていますが、それに反してでも全国部落調査を出版禁止できるような法律は存在しません。

そのため、出版禁止の仮処分や原判決では、プライバシー権が持ち出されていますが、全国部落調査に掲載されているのは、80 年以上前の地域に関する情報であって、個人のプライバシーに関する情報は掲載されていません。仮処分や原判決は、原告の本籍のようなどとも公知のものとは言えないような情報を持ち出して、強引にプライバシーという判断をしたものです。

仮処分や原判決の論理が通るなら、地理や地誌の本は書かれた地域に関わる人のプライバシーを暴露しているということになるし、仮に部落問題に関することに限ったとしても、同和事業や融和事業について、具体的な地名の記述がある資料や、近世以前の身分に関わる文書や地図の類は自由に公開できないことになります。実際、原告らは各地の図書館や博物館に押しかけて、歴史資料の公開に干渉することをしていきます。

もっと広く言えば、対象の文書に書かれておらず公知でもない情報をわざわざ引き合いに出して、プライバシー侵害だと言えるのなら、どんな出版物もプライバシー侵害と言えてしまいます。

仮処分や原判決は、まさに憲法 21 条により政府や司法が行ってはいけないこと、ど真ん中のことをしています。これは私に名を借りた、公による出版禁止です。原判決は、法律にも事実にも基づかない、同和事業の実態を知られたくないという政治的な都合と、未だに部落差別はびこっているという根拠のない風評と、解放同盟等の暴力的な活動に対する恐怖、あるいは部落の人は可愛そうだというゆがんだ感情によるものです。

西島委員長が新宿の喫茶店で、私に対して「部落の住人にボコボコにされるぞ」と言

ったのを忘れていません。しかし、私はこの通り部落の住人にボコボコにされていません。いい加減に間違いを認めるべきでしょう。

事実として、全国部落調査によって部落差別が悪化することはなく、具体的に差別行為に悪用された事例は1つ也没有。公の視点で見たとしても全国部落調査が誰かの人権を侵害するものでないことは、現在進行系で証明され続けています。

原告らは差別の事例のようなものを出していますが、よく見ていただければ分かるように全てこじつけです。最悪なのは、全国部落調査のコピーをメルカリで売った高校生が反省文を書かされたことで、これは児童虐待であり、もしかすると歴史や地理の研究者になったかも知れない子供の将来を潰しました。

結局、佐賀の高校生の件も含め、部落差別を理由に人権侵害を行っているのは、同和団体と行政、司法、です。

他に具体例をあげれば、私に対する本人尋問の記録にある通り原告代理人弁護士が私のことを身元調査して、「被差別部落とされている地域とは違うところの御出身ですよね」と発言しています。

そして最も許すことが出来ないのは事実実験公正証書に名を借りた現代版の人別帳です。証拠番号では甲 344 です。

この文書は、原告らそれぞれについて、全国部落調査に住所や本籍があるかどうかを示されています。なぜ人別帳と言えるかという、冒頭部分に原告らが被差別部落出身だという旨が明示されているからです。単に全国部落調査と原告の関係を証明するだけなら、こんなことを書く必要は全くなく、別の意図があるでしょう。

いや、あくまで一定の地域に住所や本籍地があるということ判断したに過ぎないのだと言い訳をされるのかも知れませんが、地裁判決は配偶者も差別されると判断しているし、解放同盟員を同和地区出身者と同一視しています。そして、原告らは、同和地区出身者の親戚なら差別対象だという旨の主張をしています。どのように言い訳しよう

と、地裁判決は被差別身分の存在を認定しているものだし、地縁や血縁で伝播するようなものは身分に他なりません。それでも身分を認定したものではないと言いはるのであれば、逆にどのような認定をすれば身分になると言えるのか教えて欲しいくらいです。

一審判決は、事実実験公正証書をもとに、原告の住所や本籍地が全国部落調査にあるからプライバシーを侵害されたのだという判断をしています。もし原判決が確定すれば、原告らは確実に、この事実実験公正証書を悪用し、我々が被差別部落出身であることを司法が認定したと言い出します。まさかそんなことがあるかと思われるかも知れませんが、証拠を提出している通り、部落出身であるということを理由として、行政から給付金を受けたり、公営住宅に入ったり、税を減免されたりということは、同和行政に関係して当たり前のように行われてきたことです。

そもそも、原判決が部落出身を理由として、通常ではあり得ないような特殊な損害賠償請求権があると認めているものです。これが、行政だけでなく、民間企業に対するゆすりたかりをするのに、役に立たないわけがないでしょう。これは現代の身分制度そのものです。

この法廷がお白洲で、解放同盟が長吏組織で、裁判官や公証人は代官で、判決書や公正証書を和紙に墨で書けば、江戸時代とやっていることは何も変わらないか、法に反することを堂々とやっているのだから、むしろ江戸時代以下です。事実実験公正証書は、明治4年の解放令と憲法14条に反しています。

控訴審では、さらに西島委員長らを部落出身と認定するような公正証書が出されています。この公正証書を作ったのは、驚くことに元法務省人権擁護局長の萩原秀紀氏です。元人権擁護局長が、個人を被差別民と認定する文書を作るとするのは、悪い冗談とか思えません。いや、むしろ元法務官僚だからこそ、解放同盟の幹部から部落差別にかこつけて何かを頼まれれば、理不尽なことでも断れないということでしょう。

地裁で出された公正証書によれば西島委員長は部落出身ではなかったのに、後出しでルールを変えて認定するといういい加減さも問題ですが、そこまでして部落出身にこだわるのが、原判決や原告らの主張のおかしさを示しています。委員長が部落出身でないとメンツが立たないのか、訴訟戦略上部落出身認定しないと請求が認められないと考えたのか、いろいろな理由が考えられますが、今後同様の事案で損害賠償を請求する者がいれば、同じようなことをしなければならないとすれば、あまりにも異常で異様です。

一審原告らのねらいは、プライバシー権、名誉権、あるいは「差別されない権利」なるものにかこつけて、同和地区出身者に対する特別な権利を認めさせようとしているのです。単に平等を求めるなら、自身が何者であろうと関係ないはずです。差別を防ぐために、被差別身分を認定するような論理構成しか見つからないという時点で、論理破綻しているのです。

また、全国部落調査以外にも、部落ないしは同和地区の地名が書かれた、解放同盟や行政による書籍や資料が無数に存在していることについても、原判決は矛盾を全く解決していません。なお、つい昨年12月21日には、国立国会図書館デジタルコレクションで所蔵図書の全文検索が可能になり、誰でも見られるインターネット上で部落の地名や解放同盟関係者の氏名で検索すると、月刊部落解放などの書籍の該当箇所が容易に見つけられる状態になっています。地裁判決や原告らの主張はその場限りで普遍性のないものです。

特に、民事訴訟の効力からすると、一審判決は部落の地名の流布を防止するものではなくて、解放同盟に部落問題についての情報や議論を独占させようとするものです。解放同盟は、今でも平然と部落の地名を、ウェブ版を含めた解放新聞や月刊部落解放に書いているし、一方で部落問題に関する発言に対しては、あたかも自分たちが議論を取り締まる権限があるように干渉してきます。

いくら裁判所の判決であろうと、矛盾だらけで普遍性のない判断には従えません。従わないと言っているわけではなく、何をしたら従ったことになるのか、何をしたらいけないのか、要件が定まっていないことには従いようがないのです。

本件訴訟に関わる問題を解決するのは簡単で、裁判所が法律と事実在即した判断をすればよいだけです。公のものである地名をプライバシーと強弁することをやめ、現にこの7年間全国部落調査による人権侵害が起きていないという事実を直視すればよいのです。これで、どれだけの人が楽になり、救われることでしょう。

やってもいいんだ！ 胸のつかえを取っ払い思いを解き放つ。そのような大衆行動と、司法の判断が今求められています。

以上